

令和4年第1回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和4年3月9日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 1 号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	1
報告第 2 号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	3
報告第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	4
議案第 4 号	町道路線の認定について	5
議案第 5 号	令和 3 年度四万十町一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
議案第 6 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 7 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 8 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 9 号	令和 3 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 0 号	令和 3 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 1 号	令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 2 号	令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 1 3 号	令和 3 年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 1 4 号	令和 3 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 5 号	令和 3 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 6 号	第 2 次四万十町総合振興計画後期基本計画の策定について	7
議案第 1 7 号	四万十町中期財政計画の策定について	10
議案第 1 8 号	第 2 次四万十町環境基本計画の策定について	14
議案第 1 9 号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について	17
議案第 2 0 号	高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について	22
議案第 2 1 号	高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について	23
議案第 2 2 号	四万十町コワーキングスペース条例について	24
議案第 2 3 号	四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	28
議案第 2 4 号	四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	30
議案第 2 5 号	四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	33

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 2 6 号	四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	36
議案第 2 7 号	四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について	40
議案第 2 8 号	四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について	42
議案第 2 9 号	四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について	48
議案第 3 0 号	中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定について	52
議案第 3 1 号	令和 4 年度四万十町一般会計予算	別冊
議案第 3 2 号	令和 4 年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第 3 3 号	令和 4 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算	別冊
議案第 3 4 号	令和 4 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算	別冊
議案第 3 5 号	令和 4 年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算	別冊
議案第 3 6 号	令和 4 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第 3 7 号	令和 4 年度四万十町介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 3 8 号	令和 4 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算	別冊
議案第 3 9 号	令和 4 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算	別冊
議案第 4 0 号	令和 4 年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算	別冊
議案第 4 1 号	令和 4 年度四万十町下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 4 2 号	令和 4 年度四万十町水道事業会計予算	別冊

■報告第1号 専決処分の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について)

【要旨】

令和3年3月10日に議決を経た興津排水機場除塵機・ゲート設備工事請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項(平成18年四万十町議会告示第4号)第3項の規定に基づき、令和4年2月14日に専決処分しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告するものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	令和2年度 農整 第6号 興津排水機場除塵機・ゲート設備工事
工 事 場 所	四万十町 興津 地内
請 負 代 金 額	〔変更前〕132,660,000円(12,060,000円) 〔変更後〕133,573,000円(12,143,000円) 〔増 額〕 913,000円(83,000円) ()内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契約の相手方	高知市南ノ丸町12番地16 紀和工業株式会社 代表取締役 安宅 正雄

【主な変更内訳】

項 目	変更理由
1. ゲート遠方開度計 取替工等	既設遠方開度計の型式が古いことにより今回新たに設置した開閉装置との開度信号が整合しなかったため、新規の遠方開度計に取り替えたもの(約100万円増)
2. 産廃処理工等	産廃処理工のうち、スクラップ処理の実績値が当初設計を上回り、その運搬費用も増加したが、スクラップ処理は買取りのため減額対象となることから、産廃処理工全体では減額となったもの(約10万円減)

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1・2 （略）

3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

4～6 （略）

■報告第2号 専決処分の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について)

【要旨】

令和2年12月17日に議決を経た四万十町音声告知放送システム再構築工事請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第3項の規定に基づき、令和4年2月22日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	四万十町音声告知放送システム再構築工事
工 事 場 所	四万十町全域
請 負 代 金 額	[変更前] 478,122,700 円 (43,465,700 円) [変更後] 477,529,910 円 (43,411,810 円) [増減額] -592,790 円 (-53,890 円) () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契約の相手方	吾川郡いの町枝川 675 番地 1 四電エンジニアリング株式会社高知支店 支店長 松本 弘

【主な変更内容】

項 目	変 更 理 由
機 器 費	一部の機器について、当初の設計時から約2年が経過したこともあり、同水準の機器を低価格で調達可能となったため、仕様変更を行ったもの（約4,800千円減額）
工 事 費	機器の仕様変更や一部システムの機能拡充に伴う追加工事のほか、屋外スピーカーの新設に係る支障木伐採等の工事が必要となったもの（約3,700千円増額）

【根拠法令】

報告第1号に同じ

■報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道の管理の瑕疵に起因して発生した落石事故の損害について相手方と和解するため、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項に基づく賠償額を決定し、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定により専決処分を行いましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発生場所	四万十町興津 町道嶋戸線
概要	令和3年6月27日、町道嶋戸線で落石が発生し、家屋の外壁が損傷したもの
専決処分日	令和4年2月21日
損害賠償額	159,350円 内訳（作業小屋修理費用、町の過失割合10割）
相手方	四万十町 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

〔被害家屋：写真正面町道、左下部に家屋〕



〔損傷部位：家屋外壁〕



【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）
 第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。
 2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）
 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。
 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。
 1 （略）
 2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの
 3～6 （略）

■議案第4号 町道路線の認定について

【要旨】

町道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

[上秋丸集会所線]

県道窪川船戸線のバイパス整備に伴い、旧路線の延長148.7m分が高知県から施設移管されるため、その部分を町道に認定するもの。（認定基準第9号該当）

路線概要

整理番号	711	延長
路線名	上秋丸集会所線	
起点地番	上秋丸字坂本 551 番 4	148.7m
終点地番	上秋丸字黒バナ 447 番 4	



[桧生原ヲウコエ線]

県道小味野々川口線のバイパス整備に伴い、旧路線の延長151.6m分が高知県から施設移管されるため、その部分を町道に認定するもの。（認定基準第9号該当）

路線概要

整理番号	712	延長
路線名	桧生原ヲウコエ線	
起点地番	桧生原字ヲウコエ 293 番 1	151.6m
終点地番	桧生原字天神ノ奈路 592 番 9	



【根拠法令】

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

四万十町町道の認定基準に関する規程（平成18年四万十町告示第47号）抜粋

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- （1） 公共施設への連絡路であるもの
- （2） 港、駅等への連絡路であるもの
- （3） 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- （4） 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- （5） 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- （6） 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- （7） 町道間の連絡上重要であるもの
- （8） 3戸以上の住宅が接しているもの
- （9） 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの

■議案第16号 第2次四万十町総合振興計画後期基本計画の策定について

【要旨】

本町では、平成29年度から令和8年度までの10年間のまちづくりの指針となる第2次四万十町総合振興計画を策定し、「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」をまちの将来像として、その実現に向けた施策を推進してきました。

この総合振興計画は、まちづくりの基本方針と人口の将来展望を示した「基本構想」と、基本構想に基づく分野別施策を体系的に示した「基本計画」で構成されており、基本計画については、行政事情の変化等を踏まえて5年後に見直しを行うこととしています。

このため、前期5年間の基本計画が満了する本年度に見直しを行い、後期5年間の基本計画を策定することについて、四万十町議会基本条例（平成22年四万十町条例第26号）第11条の規定により議会の議決を求めるものです。

【計画期間】

令和4年度から令和8年度までの5年間

【提案までの経過】

本計画の策定に当たっては、一段と進む少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の拡大など社会情勢の変化を的確に捉え、新たな時代に対応したまちづくりを進めることとする見直し方針を令和3年5月に決定し、庁内での協議を経て計画案をとりまとめました。

その後、総合振興計画審議会に計画案の諮問を行い、計4回の審議を経て令和3年12月に答申をいただくとともに、計画案に対する意見公募手続も完了しましたので、議案として提案するものです。

【基本計画の見直し内容】

基本計画の推進方針として、新たに持続可能な開発目標SDGsの推進を掲げ、町の各施策とSDGsとの関連性を明らかにし、経済・社会・環境の3つの側面が調和した持続可能な社会の実現に向けて取り組むこととしています。

また、分野別施策についても全体的な見直しを行っていますが、後期基本計画で新たに追加した施策は、次のとおりです。

政策目標1 特色ある農林水産業を生かすまち

施策目標（2）林業・水産業の振興

- 林業・木材産業の担い手の育成
- 森林環境譲与税を活用した森林整備の推進
- 四万十川の水産資源の利活用

政策目標 2 新たな地域ブランドで活力あるまち

施策目標（3）多様な産業の展開

- 地産外商の強化

施策目標（4）雇用の促進

- 企業誘致・立地による就業機会の創出

政策目標 3 本物のおもてなしがあるまち

施策目標（5）商工業の振興

- 窪川地域再生戦略（仮称）の検討

施策目標（6）交流の促進

- ワークেশョンの推進

政策目標 4 まちの将来を担う人を育むまち

施策目標（7）子どもを産み育てる環境の充実

- 保育施設の整備
- ファミリーサポートセンターの運営

施策目標（8）教育環境の充実

- デジタル社会に向けた教育の推進
- 学校における働き方改革の推進

政策目標 5 生きがい・誇りを持てるまち

施策目標（11）人権尊重の推進

- 人権条例の制定

施策目標（12）芸術文化・生涯学習・スポーツの推進

- 複合型文化施設の整備

政策目標 6 元気で安心して暮らせるまち

施策目標（14）高齢者福祉の充実

- あったかふれあいセンターの充実

政策目標 7 広大な自然環境と共生するまち

施策目標（17）脱炭素・循環型社会の推進

- 公共施設の脱炭素化の推進

政策目標 8 安全で快適な暮らしができるまち

施策目標（19）安全・安心の確保

- 消費者行政の推進

【根拠法令】

四万十町まちづくり基本条例（抜粋）

（総合振興計画）

第 18 条 町長は、まちづくりの指針となる総合振興計画を策定し、総合的・計画的な町政運営を行わなければなりません。

2 総合振興計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための施策を定める基本計画、施策を推進するための実施計画により構成するものとします。

3 総合振興計画は、町長等の政策を定める最上位の計画であり、町長等が行う政策等は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。

4 総合振興計画は、計画期間を定めて策定します。ただし、町長の任期ごとに見直しを行うことができるものとします。

四万十町議会基本条例（抜粋）

（法第 96 条第 2 項の議決事項）

第 11 条 法第 96 条第 2 項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。

（1） 四万十町まちづくり基本条例（平成 22 年四万十町条例第 25 号）第 18 条の規定に基づく総合振興計画の基本構想及び基本計画

（2） 行政改革・財政運営に関する中期計画

（3）～（9） （略）

■議案第17号 四万十町中期財政計画の策定について

【要旨】

第2次四万十町総合振興計画後期基本計画の策定に伴い、同計画に位置付けられた各種事業を計画的かつ効果的に推進するとともに、計画期間中における財政運営方針を明らかにするため、四万十町中期財政計画を策定することについて、四万十町議会基本条例（平成22年四万十町条例第26号）第11条の規定により議会の議決を求めるものです。

【財政計画策定の意義】

本町では、平成29年度から令和8年度までの10年間のまちづくりの指針となる第2次四万十町総合振興計画を策定し、令和3年度までの前期基本計画と、これに基づく中期財政計画のもと、持続的発展が可能な財政体質への転換期と位置付け、効果的で効率的な行財政運営に努めてきました。

一方、近年では本格的な人口減少社会の到来や急速な少子高齢化の進行、環境問題の深刻化、大規模な自然災害の発生、また、新型コロナウイルス感染症の影響などに伴い、生活様式や社会経済情勢、自然環境などが大きく変化してきており、より効果的でバランスのとれた行財政運営への取り組みが求められています。

このため、本町における今後の財政運営の姿や課題等を明らかにするとともに、財政運営の健全性を確保しつつ、第2次四万十町総合振興計画後期基本計画に位置付けられた各種事業を推進するための財源の裏付けとして「第2次四万十町中期財政計画」を策定します。

【財政計画策定の目的】

1. 中期的な財政収支の見通しを立て、第2次四万十町総合振興計画の実行性と今後における財政運営の健全性を確保するための指針とします。
2. 町民等への財政状況に関する情報提供の一つとします。

【計画期間等】

計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間

会計単位：普通会計（一般会計）

※普通会計とは、統計上の会計区分で、本町では一般会計が対象となります。

【計画の概要】

1. 歳入・歳出の見通し

（1）全般

将来の人口推計や現時点で予定されている制度改正等をもとに、町税や地方交付税などの歳入、普通建設事業費などの標準的な歳出の見通しとあわせて、将来にわたる収支見通しを推計しています。

※歳入・歳出とも、国の予算や県の関連事業といった予想し難い突発的な事業を除いて推計したものであり、今後の決算(予算)額や決算規模の見通しを示すものではありません。

(2) 歳入

(ア) 町税

過去の決算状況や固定資産の評価替えのほか、新型コロナウイルス感染症の影響や将来推計人口をもとに推計した結果、人口減や景気の低迷などにより引き続き減少傾向にあります。

(イ) 地方交付税

令和3年度の決定額を基本に算出。そのほか、将来推計人口や公債費の状況等をもとに推計した結果、令和4年度に減少となり、以降、令和7年度までは増加見込みですが、令和8年度には人口減の影響により令和3年度と比較して1億円余り減少する見込みであり、財政運営にも影響が見込まれます。

(ウ) 国・県支出金

総合振興計画に位置付けられた各種事業や過去の平均額をもとに推計しています。

(エ) 寄附金

ふるさと支援寄附金(ふるさと納税)について、令和3年度決算見込(9月補正後予算額)と同程度の年間12億5千万円で推計しています。

(オ) 繰入金

ふるさと支援寄附金を原資とする「ふるさと支援基金」から、毎年度10.9億円を繰り入れるとともに、過疎地域持続的発展特別事業基金や森林環境整備基金など、各種事業等に必要な基金の繰入れを見込んでいます。

(カ) 町債

総合振興計画に位置付けられた各種事業等をもとに個別に推計しています。令和4年度には文化的施設整備事業や吉見川浸水対策事業の実施などにより32億5千万円余りの借入れを予定しています。

(3) 歳出

(ア) 人件費

普通会計の職員数を、令和3年度の251名から令和8年度には3名減の248名とする計画で推計しています。また、令和2年度からの会計年度任用職員制度の開始により前計画から大きく増加しています。

※普通会計以外の職員人件費は、特別会計への繰出金として試算しています。

(イ) 公債費

総合振興計画に位置付けられた各種事業等の借入見込額をもとに推計した

結果、令和4年度までは減少見込みですが、以降、年々増加していく見込みです。

(ウ) 普通建設事業費

令和6年度までは、総合振興計画の実施計画に位置付けられた事業をもとに推計し、令和7年度以降については具体的な事業計画が未定のため、過去5年間の平均を目標額として推計しています。

(エ) 積立金

ふるさと支援寄附金と同額の年間12億5千万円をふるさと支援基金に積み立てるとともに、町債を原資とした基金を計画的に積み立てるものとして推計しています。

(4) 収支見通し

単年度における収支過不足額を明らかにするため、前年度からの繰越金を除く単年度収支として推計しています。

2. 財政指標等

(1) 積立基金残高

毎年度一定額の取崩しを見込んでいますが、これを上回るふるさと支援基金の積立てにより基金残高は年々増加し、令和8年度末には134.5億円（令和3年度末から11.6億円増）を見込んでいます。

(2) 町債残高と実質公債費比率

町債残高は、本庁舎建設等の影響により平成25年度末には合併後最大となる217.7億円に達していましたが、その後は年々減少してきました。しかし、令和3年度（前年度からの繰越事業を含む。）と令和4年度の大型建設事業により令和4年度末にピークとなる210.2億円を見込んでいます。

また、実質公債費比率も令和5年度以降は年々増加し、令和8年度には9.2%を見込んでいますが、国の基準（早期健全化基準25.0%・財政再建基準35.0%）は大きく下回る見込みとなっています。

3. 今後の課題等

国においては財政再建に向けた様々な政策や取り組みがなされる一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により今後については不透明な部分が多く、また、地方では人口減少に歯止めがかからず、地域経済の規模縮小や社会保障費等の負担増加などが大きな課題となっており、本町においても財政運営に大きな影響を及ぼす結果となっています。また、令和7年度には国勢調査が予定されており、特に人口減少に伴う地方交付税への影響は大きいとため、町税や地方交付税などの歳入にも影響が予想されます。

町村合併以降、財政状況は好転してきましたが、今後も引き続き持続的発展が可能な財政体質へと転換できるよう、効果的で効率的な行財政運営に取り組んでいかなければなりません。

【根拠法令】

四万十町議会基本条例（抜粋）

（法第 96 条第 2 項の議決事項）

第 11 条 法第 96 条第 2 項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。

- （1） 四万十町まちづくり基本条例（平成 22 年四万十町条例第 25 号）第 18 条の規定に基づく総合振興計画の基本構想及び基本計画
- （2） 行政改革・財政運営に関する中期計画
- （3）～（9） （略）

四万十町まちづくり基本条例（平成 22 年四万十町条例第 25 号）抜粋

（町政運営）

第 19 条 町長等は、計画から予算、執行及び決算を経て評価に至る町政運営の仕組みを構築しなければなりません。

- 2 町長等は、地域の課題等を町民と共有するとともに、協働による施策の立案及び実施に努めなければなりません。

（財政運営）

第 20 条 町長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、世代間の住民負担の適正化を図らなければなりません。

- 2 町長は、予算及び決算結果について、町民に分かりやすく説明するとともに、町の財政状況及び財務諸表を公表し、町の財政方針を明らかにしなければなりません。
- 3 町長等は、保有する財産を適正に管理し、その効率的な活用を図らなければなりません。

■議案第18号 第2次四万十町環境基本計画の策定について

【要旨】

本町では、平成24年3月に計画期間を10年とする四万十町環境基本計画を策定し、平成30年4月の改訂を経て、望ましい環境像の実現に向けた環境の保全及び創造に関する施策を推進してきました。

この間の国際的な動向として、平成27年に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や気候変動に関する国際的枠組みである「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意がなされ、環境を取り巻く社会情勢が大きく変化するとともに、国内では、令和2年の首相所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことが表明され、地球温暖化対策の拡充に向けた動きが加速しています。

これら環境を取り巻く社会情勢の変化や多様化する環境問題に対応していくためには、町民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めるとともに、事業者を含むそれぞれの主体が協働して、環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことが、これまで以上に必要とされています。

このような背景の下、四万十町環境基本計画が令和3年度をもって満了するため、今後の新たな10年間を見据えた環境の保全及び創造に関する施策の指針として、第2次四万十町環境基本計画を策定することについて、四万十町議会基本条例（平成22年四万十町条例第26号）第11条の規定により議会の議決を求めるものです。

【計画の位置付け】

本計画は、四万十町環境基本条例（平成18年四万十町条例第81号）第8条を根拠とする計画であり、本町の最上位計画である第2次四万十町総合振興計画を環境面から総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、上位計画となる国の第五次環境基本計画や高知県環境基本計画第五次計画の内容を踏まえるとともに、本町の関連計画との整合を図りつつ、本町が展開する環境の保全及び創造に関する施策や、町民・事業者の環境に配慮した取り組みに対して基本的な方向性を示した計画という位置付けを有しています。

【計画期間】

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間としています。

ただし、今後の環境問題や社会情勢の変化等に的確に対応していくため、中間年度に必要な応じて計画の見直しを行います。

【提案までの経過】

本計画の策定にあたっては、四万十町環境基本条例第8条第3項の規定に基づき、町民を代表する者、関係行政機関を代表する者、事業者を代表する者、知識経験を有する者等で組織する四万十町環境審議会へ諮問を行いました。

現行計画の評価や四万十町の環境に関する町民・事業所アンケート調査結果等から課題を整理し、環境審議会による計4回の審議を経て原案を検討した後、意見公募手続を実施して策定作業を進めてきました。

【望ましい環境像】

望ましい環境像とは、本町がこれからどのような環境を目指していくかを分かりやすく表現したキャッチフレーズであり、町民・事業者・町が共有する長期的な目標です。現行計画では、「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町 ～日本が誇る四万十川流域の環境づくり～」を掲げ、その実現に向けて施策を推進してきました。

このキャッチフレーズは、第2次四万十町総合振興計画で掲げるまちの将来像や環境分野に関連する基本方針と整合を図ったもので、引き続き本町が実現を目指していくべき目標のため、第2次四万十町環境基本計画においても継承していきます。

【基本目標】

望ましい環境像の実現、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、5つの基本目標を掲げています。

（1）地球環境

脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入に取り組むとともに、気候変動影響による被害を回避・軽減していくことで、地球環境にやさしいまちをつくります。

（2）自然環境

私たち一人ひとりが、四万十川が育む広大な自然環境が町民共有のかけがえのない財産であることを意識し、地域一体となって守り育ていくことで、人と自然が共生するまちをつくります。

（3）生活環境

公害の未然防止対策の推進、美しい自然景観の保全、伝統ある歴史・文化の保存などを推進することによって、誰もが安全・安心・快適に生活できる良好な環境が確保されたまちをつくります。

（4）資源循環

私たち一人ひとりが廃棄物の適正処理をさらに推進していくことによって、限りある資源の循環利用による環境負荷が少ないまちをつくります。

（5）環境教育・環境保全活動

環境教育の推進や環境情報の提供を通じて、町民一人ひとりの環境意識の醸成や環境保全活動の活性化を図っていくことによって、本町の誇れる環境を未来へつなぐまちをつくります。

【リーディングプロジェクト】

計画期間の前期5年間で取り組む先導的な施策をリーディングプロジェクトとして次のとおり設定し、望ましい環境像の実現を目指します。

(1) 災害に強い安全・安心なまちづくりプロジェクト

- ・次世代自動車の導入促進
- ・自立・分散型電源の導入促進
- ・地域防災力の強化

(2) 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりプロジェクト

- ・地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」の普及促進

【根拠法令】

四万十町議会基本条例（抜粋）

（法第96条第2項の議決事項）

第11条 法第96条第2項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。

- （1）～（4） （略）
- （5） 環境基本計画
- （6）～（9） （略）

四万十町環境基本条例（抜粋）

（環境基本計画）

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、四万十町環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 環境の保全及び創造に関する施策の大綱並びに長期的な目標
- （2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ四万十町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

■議案第19号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について

【要旨】

高知縣市町村総合事務組合は、退職手当に関する事務、公務上の災害に対する補償に関する事務、住民の交通災害共済事業に関する事務等を共同処理するため、高知県内の主な市町村、一部事務組合、広域連合で組織している一部事務組合です。

この高知縣市町村総合事務組合を構成する団体のうち、「津野山広域事務組合」と「幡多中央環境施設組合」が高知縣市町村総合事務組合退職手当条例（平成17年条例第21号）の対象となる職員が0人となったことにより令和4年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退するため、同組合同規約の変更を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づく協議を行うこととなりますが、同法第290条の規定により事前に関係団体の議決が必要なため、議決を求めるものです。

【協議を行う内容】

高知縣市町村総合事務組合同規約（高知県指令16高市振第1983号）の一部改正

- ① 別表第1に規定している高知縣市町村総合事務組合の構成団体のうち、「津野山広域事務組合」と「幡多中央環境施設組合」を削る。
- ② 別表第2第3条第1号に規定している共同処理する事務の対象団体のうち、「津野山広域事務組合」と「幡多中央環境施設組合」を削る。
- ③ 別表第3の1に規定している高知縣市町村総合事務組合議会議員の選挙区の構成団体のうち、「津野山広域事務組合」と「中央環境施設組合」を削る。

高知縣市町村総合事務組合同規約の新旧対照表は、別紙のとおりです。

【根拠法令等】

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

高知県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

変更後			変更前		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
市	町	村	市	町	村
室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市	東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町	大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市	東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町	大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町
檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町	三原村、黒潮町		檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町	三原村、黒潮町	
一部事務組合			一部事務組合		
安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合 安芸広域市町村圏事務組合 香南香美衛生組合 香南斎場組合 香南香美老人ホーム組合 嶺北広域行政事務組合 高知県市町村総合事務組合 仁淀消防組合 高吾北広域町村事務組合 日高村佐川町学校組合 高幡消防組合 津野山養護老人ホーム組合 高陵特別養護老人ホーム組合 高幡東部清掃組合 高幡広域市町村圏事務組合 幡多広域市町村圏事務組合 幡多中央消防組合			安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合 安芸広域市町村圏事務組合 香南香美衛生組合 香南斎場組合 香南香美老人ホーム組合 嶺北広域行政事務組合 高知県市町村総合事務組合 仁淀消防組合 高吾北広域町村事務組合 日高村佐川町学校組合 高幡消防組合 津野山養護老人ホーム組合 高陵特別養護老人ホーム組合 <u>津野山広域事務組合</u> 高幡東部清掃組合 高幡広域市町村圏事務組合 幡多広域市町村圏事務組合 <u>幡多中央環境施設組合</u> 幡多中央消防組合		
中芸広域連合			中芸広域連合		

変更後		変更前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係保）	
共同処理する事務	構 成 団 体	共同処理する事務	構 成 団 体
第3条第1号に関する事務	香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 芸西村、本山町、大豊町 土佐町、大川村、いの町、仁淀川町 中土佐町、佐川町、越知町、檮原町 日高村、津野町、四万十町 大月町、三原村、黒潮町 安芸広城市町村圏特別養護老人ホーム組合 安芸広城市町村圏事務組合 香南香美衛生組合 香南斎場組合、香南香美老人ホーム組合 嶺北広域行政事務組合 高知県市町村総合事務組合 仁淀消防組合 高吾北広域町村事務組合、日高村佐川町学校組合 高幡消防組合 津野山養護老人ホーム組合 高陵特別養護老人ホーム組合、<u>津野山広域事務組合</u> 高幡東部清掃組合 高幡広城市町村圏事務組合 幡多広城市町村圏事務組合 <u>幡多中央環境施設組合、幡多中央消防組合</u> 中芸広域連合	第3条第1号に関する事務	香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 芸西村、本山町、大豊町 土佐町、大川村、いの町、仁淀川町 中土佐町、佐川町、越知町、檮原町 日高村、津野町、四万十町 大月町、三原村、黒潮町 安芸広城市町村圏特別養護老人ホーム組合 安芸広城市町村圏事務組合 香南香美衛生組合 香南斎場組合、香南香美老人ホーム組合 嶺北広域行政事務組合 高知県市町村総合事務組合 仁淀消防組合 高吾北広域町村事務組合、日高村佐川町学校組合 高幡消防組合 津野山養護老人ホーム組合 高陵特別養護老人ホーム組合、<u>津野山広域事務組合</u> 高幡東部清掃組合 高幡広城市町村圏事務組合 幡多広城市町村圏事務組合 <u>幡多中央環境施設組合、幡多中央消防組合</u> 中芸広域連合
第3条第2号、第3号、第5号及び第6号に関する事務	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市 四万十市、香南市、香美市、東洋町、芸西村、本山町、大豊町、土佐町 大川村、いの町、仁淀川町、佐川町 越知町、日高村、大月町 三原村、黒潮町 高幡消防組合 中芸広域連合	第3条第2号、第3号、第5号及び第6号に関する事務	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市 四万十市、香南市、香美市、東洋町、芸西村、本山町、大豊町、土佐町 大川村、いの町、仁淀川町、佐川町 越知町、日高村、大月町 三原村、黒潮町 高幡消防組合 中芸広域連合

変更後		変更前	
第3条第4号に関する事務	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、香南市、香美市 大月町、三原村 嶺北広域行政事務組合 仁淀消防組合、高吾北広域町村事務組合、高幡消防組合 幡多中央消防組合、中芸広域連合	第3条第4号に関する事務	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、香南市、香美市 大月町、三原村 嶺北広域行政事務組合 仁淀消防組合、高吾北広域町村事務組合、高幡消防組合 幡多中央消防組合、中芸広域連合
第3条第7号に関する事務	香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 芸西村、本山町、大豊町 土佐町、大川村、いの町、仁淀川町 中土佐町、佐川町、越知町、檮原町 日高村、津野町、四万十町 大月町、三原村、黒潮町、中芸広域連合	第3条第7号に関する事務	香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 芸西村、本山町、大豊町 土佐町、大川村、いの町、仁淀川町 中土佐町、佐川町、越知町、檮原町 日高村、津野町、四万十町 大月町、三原村、黒潮町、中芸広域連合
第3条第8号に関する事務	香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 芸西村、本山町、大豊町 土佐町、大川村、いの町、仁淀川町 中土佐町、佐川町、越知町、檮原町 日高村、津野町、四万十町 大月町、三原村、黒潮町	第3条第8号に関する事務	香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 芸西村、本山町、大豊町 土佐町、大川村、いの町、仁淀川町 中土佐町、佐川町、越知町、檮原町 日高村、津野町、四万十町 大月町、三原村、黒潮町
第3条第9号に関する事務	香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 芸西村、本山町、大豊町 土佐町、大川村、いの町、仁淀川町 中土佐町、佐川町、越知町、檮原町 日高村、津野町、四万十町 大月町、三原村、黒潮町	第3条第9号に関する事務	香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 芸西村、本山町、大豊町 土佐町、大川村、いの町、仁淀川町 中土佐町、佐川町、越知町、檮原町 日高村、津野町、四万十町 大月町、三原村、黒潮町

変更後			変更前		
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）		
議会の議員の選挙区及び定数			議会の議員の選挙区及び定数		
選挙区	議員数	選挙区の構成団体	選挙区	議員数	選挙区の構成団体
1	2人	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合 安芸広域市町村圏事務組合 香南香美衛生組合、香南斎場組合、香南香美老人ホーム組合 嶺北広域行政事務組合 高知県市町村総合事務組合 仁淀消防組合、高吾北広域町村事務組合、日高村佐川町学校組合 高幡消防組合、津野山養護老人ホーム組合 高陵特別養護老人ホーム組合、 <u>津野山広域事務組合</u> 高幡東部清掃組合 高幡広域市町村圏事務組合 幡多広域市町村圏事務組合、 <u>幡多中央環境施設組合</u> 幡多中央消防組合、中芸広域連合	1	2人	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合 安芸広域市町村圏事務組合 香南香美衛生組合、香南斎場組合、香南香美老人ホーム組合 嶺北広域行政事務組合 高知県市町村総合事務組合 仁淀消防組合、高吾北広域町村事務組合、日高村佐川町学校組合 高幡消防組合、津野山養護老人ホーム組合 高陵特別養護老人ホーム組合、 <u>津野山広域事務組合</u> 高幡東部清掃組合 高幡広域市町村圏事務組合 幡多広域市町村圏事務組合、 <u>幡多中央環境施設組合</u> 幡多中央消防組合、中芸広域連合
2	1人	香南市、香美市	2	1人	香南市、香美市
3	1人	安芸郡の全町村	3	1人	安芸郡の全町村
4	1人	土佐郡及び長岡郡の全町村	4	1人	土佐郡及び長岡郡の全町村
5	1人	吾川郡の全町村	5	1人	吾川郡の全町村
6	2人	高岡郡の全町村	6	2人	高岡郡の全町村
7	1人	幡多郡の全町村	7	1人	幡多郡の全町村
8	3人	全町村	8	3人	全町村

■議案第20号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について

【要旨】

高知縣市町村総合事務組合を構成する団体のうち、津野山広域事務組合が令和4年4月1日をもって高知縣市町村総合事務組合から脱退するため、脱退に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づく協議を行うこととなりますが、同法第290条の規定により事前に関係団体の議決が必要なため、議決を求めるものです。

【協議を行う内容】

高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分については、高幡東部清掃組合に帰属させる。

【根拠法令等】

地方自治法（抜粋）

（財産処分）

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

高知縣市町村総合事務組合負担金条例（抜粋）

（退職手当に関する市町村負担金の還付又は特別徴収）

第3条 規約第3条第1項第1号の事務を共同処理する団体（以下この条において「共同処理団体」という。）が、共同処理団体でなくなったときは、既に当該団体が納付した負担金の100分の98に相当する額と、当該団体の職員に支給した退職手当の総額との差額（以下、次条において「累積収支差額」という。）を還付し又は徴収する。ただし、市町村合併（2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。）により組合から脱退し、新市又は新町において、引続き規約第3条第1項第1号の事務を共同処理する場合、又は共同処理団体が、共同処理団体でなくなった場合において、その職員が引き続いて他の共同処理団体の職員となったときは、この限りでない。

■議案第21号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について

【要旨】

高知縣市町村総合事務組合を構成する団体のうち、幡多中央環境施設組合が令和4年4月1日をもって高知縣市町村総合事務組合から脱退するため、脱退に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づく協議を行うこととなりますが、同法第290条の規定により、事前に関係団体の議決が必要なため、議決を求めるものです。

【協議を行う内容】

高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分については、高知縣市町村総合事務組合負担金条例第3条第1項の規定により算出した額を還付する。

【根拠法令等】

地方自治法（抜粋）

（財産処分）

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

高知縣市町村総合事務組合負担金条例（抜粋）

（退職手当に関する市町村負担金の還付又は特別徴収）

第3条 規約第3条第1項第1号の事務を共同処理する団体（以下この条において「共同処理団体」という。）が、共同処理団体でなくなったときは、既に当該団体が納付した負担金の100分の98に相当する額と、当該団体の職員に支給した退職手当の総額との差額（以下、次条において「累積収支差額」という。）を還付し又は徴収する。ただし、市町村合併（2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。）により組合から脱退し、新市又は新町において、引続き規約第3条第1項第1号の事務を共同処理する場合、又は共同処理団体が、共同処理団体でなくなった場合において、その職員が引き続いて他の共同処理団体の職員となったときは、この限りでない。

■議案第22号 四万十町コワーキングスペース条例について

【要旨】

今般のコロナ禍においては、オフィス以外の場所で就業するテレワークなどの柔軟な働き方が急速に普及するとともに、自然豊かな農村地域などで生活する新たなライフスタイルが注目されています。

このような社会環境の変化に伴い、本町では、情報通信技術を活用した多様な働き方を推進するとともに、町内外の事業者等の交流による新たな経済活動の創出及び育成を図り、もって地域の活性化に資するため、本年度においてコワーキングスペースを整備しています。

この条例は、本年4月にオープン予定の当該施設を公の施設として設置するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、施設の設置及びその管理に関する事項について定めるものです。

【制定内容】

施設の名称及び位置、使用の許可、使用料、使用者が施設等に損害を与えたときの損害賠償、指定管理者による管理等について定めます。

【施行期日】

令和4年4月1日

【施設の名称及び位置】

名 称	四万十町コワーキングスペース
位 置	四万十町本町 442 番地 7

【使用料】

使用料は、下表の基準額に、消費税及び地方消費税を加えた額（100 円未満切捨て）の範囲内において、町長が規則で定める額とします。

施設区分		使用単位	基準額
オフィススペース	4 人用	1 区画 1 月	35,000 円
	2 人用	1 区画 1 月	28,000 円
ワークスペース		1 人 1 時間	200 円
		1 人 1 月	10,000 円
		貸切り	2 時間まで 3,000 円 超過 1 時間ごと 1,000 円
個室ブース		1 室 1 時間	100 円

備考

- 1 オフィススペースの使用期間に1月に満たない日数があるときは、日割り計算とする。
- 2 オフィススペースの利用者又は18歳以下の者がワークスペースを使用する場合（貸切りの場合を除く。）の基準額は、無料とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 4 個室ブースの使用は、ワークスペースの利用者に限るものとする。
- 5 ワークスペースの貸切り利用者が個室ブースを使用する場合の基準額は、無料とする。

【施設の運営管理】

本施設のような利用形態は、本町初の試みであり、また、町民をはじめとする利用者にとっても、会合やイベントなどの様々な利用方法が想定されます。

このため初年度は、利用や対応の方法について、施設の設置目的や実際の利用状況を踏まえた町の判断が必要と考えますので、町が管理運営することとし、令和5年度以降については、指定管理者による管理への移行を検討します。

【根拠法令等】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

四万十町コワーキングスペースの概要

コワーキング (Co-working) とは、「Co (共同の、共通の)」に「work (はたらく)」を付け加えた造語で、会社など所属の枠を超え、さまざまな職種、年齢、所属の人たちが空間を共有しながら仕事や学習を行う共同スペースのことをいいます。

＜コワーキングスペースの外観＞



【施設概要】

【1階】＜ワークスペース・個室ブース＞

- ・気軽に仕事や学習で利用できるワークスペース（自由席）
（中高生も学習の場として利用可（18歳以下無料））
- ・WEB会議やオンラインレッスン等のテレワークに利用できる個室ブース
- ・IHコンロ、調理器具が整備されたシェアキッチン※
（※飲食系の起業家支援や地域の交流スペースとしても活用）
- ◎フリーWi-Fi／電源／冷蔵庫

【使用案内】

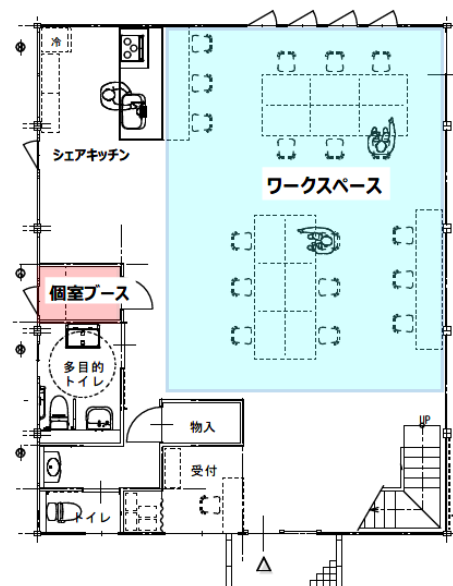
- 1) 開館日 : 月曜日～金曜日
- 2) 使用時間 : 9時30分～18時00分まで
- 3) 休館日 : 土日祝日、年末年始（12/29～1/3）
※平日時間外、土日祝日 貸切利用可（事前予約）

【2階】＜オフィススペース＞

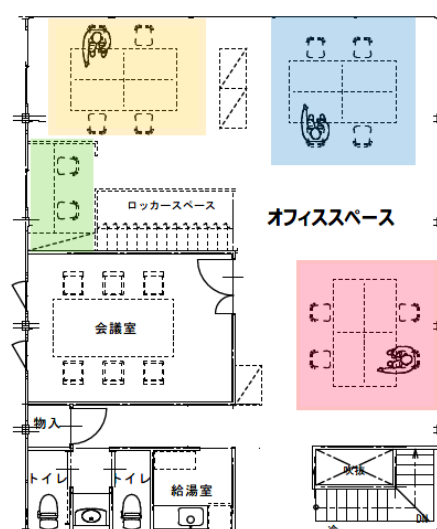
登録企業等※専用フロア 4区画

- （※町内で事業展開を計画している企業または個人）
- ◎入居要件あり
- ◎24時間利用可（セキュリティカード貸与）
- ◎フリーWi-Fi／電源／ロッカー／会議室

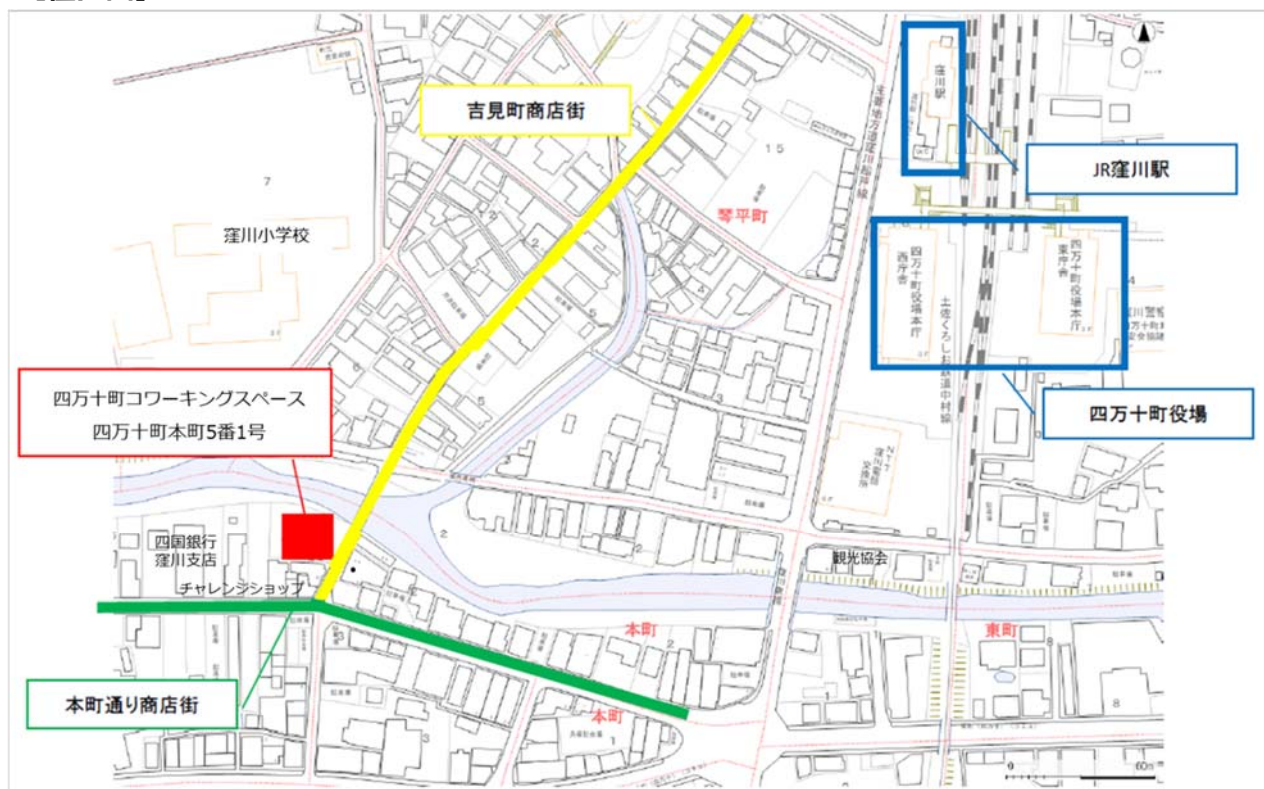
1階 ワークスペース・個室ブース



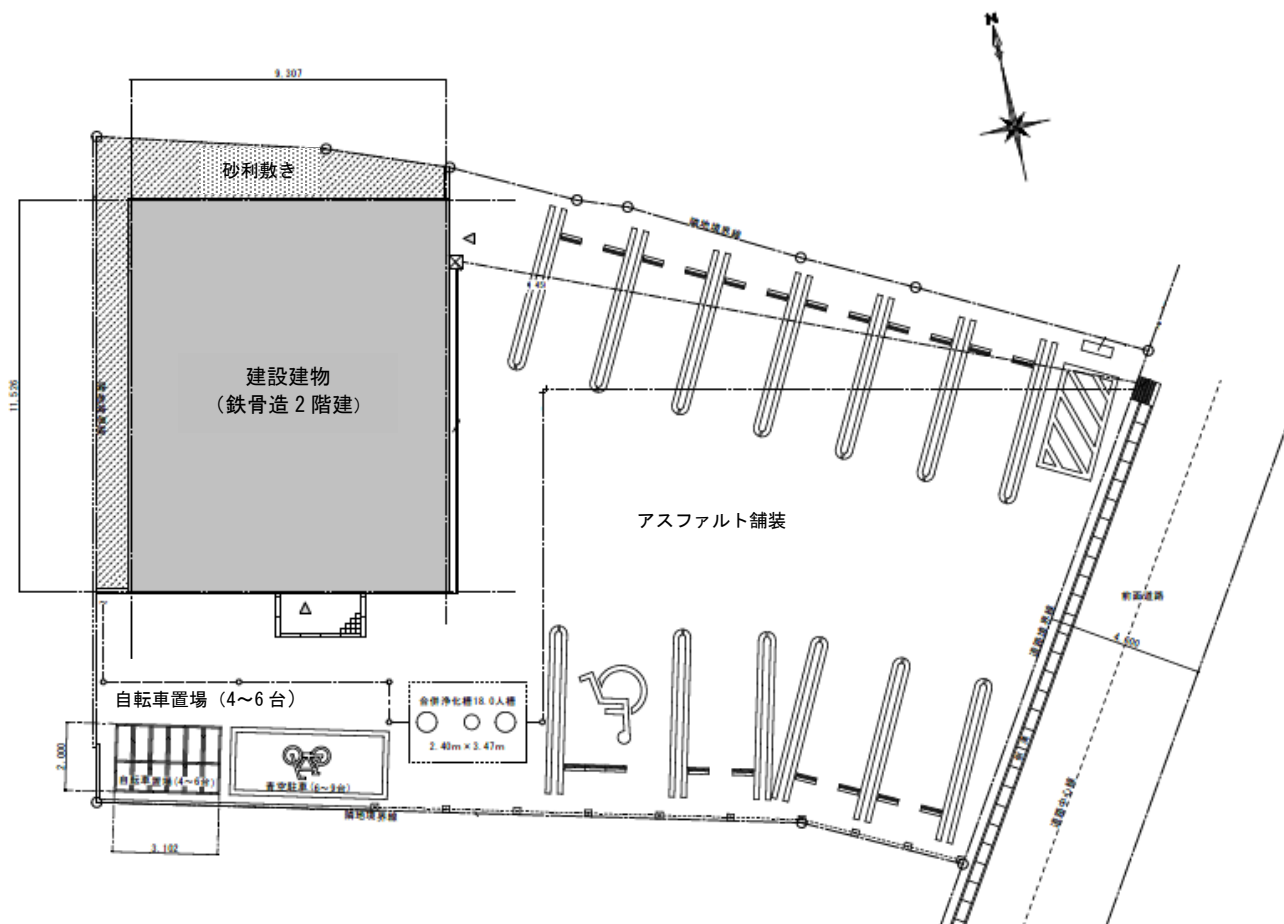
2階 オフィススペース



【位置図】



【敷地配置図】



■議案第23号 四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

【要旨】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」といいます。）附則第2条の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」といいます。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が廃止されます。

これは、整備法第50条の規定により、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護制度が個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に統合する改正が行われることに伴うもので、整備法第50条や附則第2条の施行日については、令和3年10月29日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第291号）において、令和4年4月1日と定められています。

この条例は、これらの法改正に対応するため、四万十町個人情報保護条例の一部を改正するものです。

【改正内容】

条例第2条の引用法令の名称及び条項を改めます。

【施行期日】

令和4年4月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又

改正後	改正前
は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） イ 個人識別符号が含まれるもの (2)～(8) (略)	は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） イ 個人識別符号が含まれるもの (2)～(8) (略)

【参考法令】

個人情報保護に関する法律（抜粋）

(定義) 第2条 (略) 1 (略) 2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの 3～10 (略)
--

■議案第24号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

令和3年8月10日に人事院が行った「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」により、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置が講じられることとなり、令和4年4月1日を施行予定として育児休業制度の取得要件の緩和などについて人事院規則等の改正が見込まれています。

地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第4項において、国や他の地方公共団体との権衡を失しないよう同様の考慮が払われなければならないとされているため、人事院規則等の改正内容に合わせて、条例を改正するものです。

【改正内容】

- ① 非常勤職員の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
会計年度任用職員等の取得についても人材確保や正規職員との均衡の観点から、在職期間要件を廃止します。
- ② 育児休業制度の周知及び取得意向の確認のための措置並びに勤務環境の整備に関する措置
職員による育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにすることを目的として、制度の取得や事例等についての情報提供及び意向確認のための面談並びに研修の実施等を任命権者に義務付けます。
- ③ 字句の修正等を行います。

【施行期日】

令和4年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方公務員法（抜粋）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）	
第24条	（略）
2・3	（略）
4	職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
5	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子という。以下同じ。）が1歳6か月未満の日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び<u>引き続きいて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用</u>されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) (略) イ・ウ (略) (育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態) 第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、<u>四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年四万十町条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第5条第1項の規定の適用を受ける職員についての次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。</u> (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子という。以下同じ。）が1歳6か月未満の日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び<u>特定職に引き続き</u>採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) (略) イ・ウ (略) (育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態) 第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。</u> (1) <u>四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第5条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）</u> ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。

改正後	改正前
<u>(2)</u> 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。 (妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等) <u>第24条</u> 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 <u>2</u> 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第25条</u> 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>(1)</u> 職員に対する育児休業に係る研修の実施 <u>(2)</u> 育児休業に関する相談体制の整備 <u>(3)</u> その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置 (委任) <u>第26条</u> (略)	<u>4</u> 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。 (新設) (新設) (委任) <u>第24条</u> (略)

■議案第25号 四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

公益的法人等への職員の派遣については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）において、派遣等を行うことができる団体が定められており、条例で定めるところにより職員を派遣することができるかとされています。

近年では、社会情勢の変化や行政ニーズの多様化等により、地域振興施策の展開について、地域活動の支援や情報発信など地方公共団体の事務事業と密接に連携する団体も多くなっていることから、本町においても、技術及びノウハウの習得並びに職員の人材育成の観点から職員を派遣できる団体の見直しを行い、変化する社会情勢に対応できる体制を整える必要があるため、所要の条例改正を行うものです。

【改正内容】

- ① 法律で定められている派遣先団体と同じ範囲となるよう条例第2条を改正します。
- ② 字句の修正等を行います。

【施行期日】

令和4年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【参考法令】

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律（抜粋）

（職員の派遣）

第2条 任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第3項において「公益的法人等」という。）との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

- （1）一般社団法人又は一般財団法人
- （2）地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人
- （3）特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの
- （4）地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
四万十町<u>公益的法人等</u>への職員の派遣等に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、<u>公益的法人等</u>への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、<u>公益的法人等</u>への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の派遣) 第2条 任命権者は、<u>法第2条第1項各号に掲げる団体であって、その業務の全部又は一部が町の事務又は事業と密接な関連を有するものであるもの</u>、かつ、<u>町がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるもの</u>のうち、規則で定めるものとの間の取決めに基づき、<u>当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</u>	四万十町<u>公益法人等</u>への職員の派遣等に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、<u>公益法人等</u>への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、<u>公益法人等</u>への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の派遣) 第2条 任命権者は、<u>次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</u> (1) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人のうち、町が基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資しているもの又は町内に主たる事務所を有するもので規則で定めるもの (2) 法第2条第1項第2号に規定する一般地方独立行政法人のうち、規則で定めるもの (3) 法第2条第1項第3号に規定する法人のうち、すべての都道府県若しくは市町村が出資者若しくは会員（当該法人の定款又は寄附行為に定められているものに限る。）となっている法人又はこれらに準ずる法人で規則で定めるもの (4) <u>法第2条第1項第4号に規定する団体</u>
2・3 (略)	2・3 (略)

改正後	改正前
(法第10条第1項に規定する条例で定める<u>株式会社</u>) 第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社<u>(以下「特定法人」という。)</u>は、町が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している<u>株式会社</u>とする。 (採用された職員に関する給与条例の特例) 第14条 法第10条第1項の規定により採用された職員（企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。次条において同じ。）に関する給与条例<u>第39条第1項</u>の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。	(法第10条第1項に規定する条例で定める<u>法人</u>) 第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社<u>又は有限会社（以下「特定法人」という。)</u>は、<u>株式会社又は有限会社のうち、町が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資しているもので規則で定めるもの</u>とする。 (採用された職員に関する給与条例の特例) 第14条 法第10条第1項の規定により採用された職員（企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。次条において同じ。）に関する給与条例<u>第37条第1項</u>の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

■議案第26号 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十荘に勤務する看護師については、夜間などの勤務時間外における緊急時対応のため、日々交替で自宅待機を命じています。

また、国民健康保険診療所に勤務する診療放射線技師についても、勤務時間外における呼出しに応じて診療等の業務に従事しています。

こうした実情は、職員の勤務時間外や休日等の日常生活において、少なからず活動の制限や心身の負担にもつながっており、医療や介護現場の特殊性から判断しても、将来にわたる円滑な施設運営と勤務条件の改善を図る観点から、一定考慮すべき状況にありますので、これらの業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、所要の条例改正を行うものです。

【改正内容】

1. 看護業務待機手当

窪川荘又は四万十荘に勤務する看護師が正規の勤務時間外において緊急の呼出しに対応するため自宅待機を命ぜられたときに、1回につき1,500円を支給します。ただし、夜間看護業務手当が支給される場合は支給しません。

2. 診療等緊急業務手当

大正診療所又は十和診療所に勤務する診療放射線技師が正規の勤務時間外において緊急の呼出しに応じて診療等の業務に従事したときに、1回につき3,000円を支給します。

【施行期日】

令和4年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号）第18条の規定に基づき、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 (特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1) 感染症防疫作業手当 (2) 夜間看護業務手当 (3) 夜間介護業務手当 (4) 医療業務手当 <u>(5) 看護業務待機手当</u> <u>(6) 診療等緊急業務手当</u> (感染症防疫作業手当) 第3条 感染症防疫作業手当は、感染症防疫作業に従事する職員が感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護に従事したとき、感染症菌の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症菌を有する家畜若しくは感染症菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。 2 感染症防疫作業手当の額は、作業に従事した日1日につき1,000円とする。 (夜間看護業務手当) 第4条 夜間看護業務手当は、四万十町国民健康保険大正診療所 <u>(以下「大正診療所」という。)</u>、四万十町立特別養護老人ホーム窪川	(趣旨) 第1条 この条例は、四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号）第18条の規定に基づき、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 (特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1) 感染症防疫作業手当 (2) 夜間看護業務手当 (3) 夜間介護業務手当 (4) 医療業務手当 (感染症防疫作業手当) 第3条 感染症防疫作業手当は、感染症防疫作業に従事する職員が感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護に従事したとき、感染症菌の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症菌を有する家畜若しくは感染症菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。 2 感染症防疫作業手当の額は、作業に従事した日1日につき1,000円とする。 (夜間看護業務手当) 第4条 夜間看護業務手当は、四万十町国民健康保険大正診療所、四万十町立特別養護老人ホーム窪川 <u>及び</u> 四万十町立特別養護老人

改正後	改正前
<u>荘（以下「窪川荘」という。）又は四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘（以下「四万十荘」という。）に勤務する職員が夜間看護業務に従事したときに支給する。</u> 2 夜間看護業務手当の額は、夜間看護業務に従事した勤務1回につき4,500円とする。 （夜間介護業務手当） 第4条の2 夜間介護業務手当は、<u>窪川荘又は四万十荘</u>に勤務する職員が夜間介護業務に従事したときに支給する。 2 夜間介護業務手当の額は、夜間介護業務に従事した勤務1回につき4,500円とする。 （医療業務手当） 第5条 医療業務手当は、<u>四万十町国民健康保険十和診療所（以下「十和診療所」という。）又は大正診療所に勤務する医師が医療業務に従事するときに支給する。</u> 2 医療業務手当の額は、勤務1月につき50,000円とする。 （看護業務待機手当） 第6条 看護業務待機手当は、<u>窪川荘又は四万十荘に勤務する看護師が正規の勤務時間外において緊急の呼出しに対応するため自宅待機を命ぜられたときに支給する。ただし、第4条に規定する夜間看護業務手当が支給される場合は、この限りでない。</u> 2 看護業務待機手当の額は、<u>待機1回につき1,500円とする。</u>	ホーム四万十荘に勤務する職員が夜間看護業務に従事したときに支給する。 2 夜間看護業務手当の額は、夜間看護業務に従事した勤務1回につき4,500円とする。 （夜間介護業務手当） 第4条の2 夜間介護業務手当は、<u>四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘</u>に勤務する職員が夜間介護業務に従事したときに支給する。 2 夜間介護業務手当の額は、夜間介護業務に従事した勤務1回につき4,500円とする。 （医療業務手当） 第5条 医療業務手当は、<u>健康福祉課及び国民健康保険十和診療所に勤務する医師、並びに国民健康保険大正診療所に勤務する医師で高知県地域医療診療施設等勤務医師修学資金貸与規則（平成18年高知県国保連合会規則第3号）第2条における貸与を受けた医師（同規則第9条第1項第1号に該当するものを除く。）が医療業務に従事するときに支給する。</u> 2 医療業務手当の額は、勤務1月につき50,000円とする。

改正後	改正前
(診療等緊急業務手当) <u>第7条 診療等緊急業務手当は、大正診療所又は十和診療所に勤務する診療放射線技師が正規の勤務時間外において緊急の呼出しに応じて診療等の業務に従事したときに支給する。</u> <u>2 診療等緊急業務手当の額は、診療等の業務に従事した勤務1回につき3,000円とする。</u> (委任) <u>第8条</u> この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が定める。	(委任) <u>第6条</u> この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が定める。

■議案第27号 四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地域包括支援センターは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく高齢者の総合的な支援機関であり、本町では、本庁舎にある四万十町地域包括支援センターが主に窪川地域を、大正地域振興局にある同センターの西部支所が大正及び十和地域を所管しています。

令和4年1月末時点の本町の高齢化率は44.9%ですが、十和地域では50%を超えており、近年では生活上の困難や課題の多い事例が増加傾向にあるため、令和4年度から十和地域に地域包括支援センターを設置することとしています。

この条例は、現在、大正地域振興局内に設置している西部支所の名称を「地域包括支援センター大正支所」に改めるとともに、新たに十和地域振興局内に「地域包括支援センター十和支所」を設置するため、所要の規定を整備するものです。

【改正内容】

- ① 現在の西部支所の名称を「地域包括支援センター大正支所」に改め、新たに「地域包括支援センター十和支所」を追加します。
- ② 字句等の修正を行います。

【新旧対照表】

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 <u>センターの名称及び</u> 位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 <u>名称及び</u> 位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
四万十町地域包括支援センター	四万十町琴平町16番17号	四万十町地域包括支援センター	四万十町琴平町16番17号
四万十町地域包括支援センター <u>大正支所</u>	四万十町大正380番地	四万十町地域包括支援センター <u>西部支所</u>	四万十町大正380番地
<u>四万十町地域包括支援センター十和支所</u>	<u>四万十町十川145番地3</u>		
(職員) 第4条 センターに、 <u>所長</u> その他必要な職員を置く。		(職員) 第4条 センターに <u>所長及び</u> その他必要な職員を置く。	

【施行期日】

令和4年4月1日

【参考法令】

介護保険法（抜粋）

（地域包括支援センター）

第 115 条の 46 地域包括支援センターは、第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第 115 条の 45 第 2 項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

■議案第28号 四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町では、清流四万十川をはじめとする豊かな自然環境を生かしたキャンプ場が多数存在し、夏場には川遊びなどを中心とした体験コンテンツが豊富で多くの観光客が訪れていますが、冬場には観光客の入込みが落ち込む傾向があります。

このため、観光客に本町の豊かな自然をより身近に感じていただきながら、冬場でも楽しめる体験コンテンツとして、四万十ヒノキを活用したサウナをオートキャンプ場「ウエル花夢」に整備しましたので、その利用料金を定めるため条例を改正するものです。また、当該キャンプ場については、平成8年4月のオープン以後、消費税率改正に伴う平成26年の料金改定を除き、利用料金の見直しを行っていなかったため、近隣類似施設の料金の状況等を踏まえて利用料金を改定するものです。

【改正内容】

① 利用料金の基準額を次表のとおり定めます。

施設区分		利用単位	基準額	備考	改定前の額
オート キャン プ場	Aサイト（電 源設備あり）	1区画1泊	5,000円		4,290円
	Bサイト（電 源設備なし）	1区画1泊	4,000円		3,810円
	広場サイト	1区画1泊	3,000円		2,860円
	各サイト一 時使用	1区画6時 間まで	2,000円	デイキャ ンプ等	1,910円
	サウナ	1人1回	1,000円		—
	附属設備		設備の種類 又は品目ご とに規則で 定める額		
ケビン		1棟1泊	16,000円	1棟4人 まで	14,290円
			2,000円	追加1人 につき	1,910円
調理施設		4時間まで	1,000円		8時間まで 1,910円

② 字句の修正等を行います。

【施行日】

令和4年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【参考資料】



〔設置型サウナ〕

四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(指定管理者による管理) <u>第3条</u> オートキャンプ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）</u><u>に行わせるものとする。</u>	(指定管理者) <u>第3条</u> オートキャンプ場は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も有効かつ効率的に運用しなければならない。
<u>2</u> <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</u> (1) <u>オートキャンプ場の利用の許可に関すること。</u> (2) <u>オートキャンプ場の利用料金の收受に関すること。</u> (3) <u>オートキャンプ場の利用の取消し、停止又は制限に関すること。</u> (4) <u>オートキャンプ場の維持管理に関すること。</u> (5) <u>その他オートキャンプ場の管理に関し町長が必要と認めること。</u>	<u>2</u> <u>オートキャンプ場の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u> <u>3</u> <u>指定管理者がオートキャンプ場の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年間（指定管理者を指定した最初の期間満了日は、5年の期間内で町と指定管理者が協定した日）とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。</u> <u>4</u> <u>指定管理者がオートキャンプ場の管理を行う業務の範囲は、次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>利用の許可等に関する業務</u> (2) <u>利用料の徴収及び減免に関する業務</u> (3) <u>損害賠償に関する業務</u> (4) <u>環境教育、自然体験活動等の指導及び普及に関する業務</u> (5) <u>オートキャンプ場施設の維持管理に関する業務</u> (6) <u>その他利用者と町民との交流に関する業務で町と協定した業務</u>
<u>5</u> <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</u> (1) <u>オートキャンプ場の利用の許可に関すること。</u> (2) <u>オートキャンプ場の利用料金の收受に関すること。</u> (3) <u>オートキャンプ場の利用の取消し、停止又は制限に関すること。</u> (4) <u>オートキャンプ場の維持管理に関すること。</u> (5) <u>その他オートキャンプ場の管理に関し町長が必要と認めること。</u>	<u>5</u> <u>指定管理者は、オートキャンプ場の管理を行う場合には、次に掲げる事項を守らなければならない。</u> (1) <u>第1条に規定するオートキャンプ場の設置目的及び公の施設の運営に関する制度を理解し運営すること。</u> (2) <u>業務の休業日を定める場合には、あらかじめ町長の承認を得ること。</u> (3) <u>施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。</u> (4) <u>第11条に規定する運営協議機関の意見に従うこと。</u>

改正後	改正前
(利用の不許可)	(利用の不許可)
第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない <u>ものとする</u> 。	第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。
(1) 公の秩序又は <u>善良の風俗を害するおそれがあるとき</u> 。	(1) 公の秩序を乱し、また、 <u>善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき</u> 。
(2) オートキャンプ場の施設、附属設備等 (以下「施設等」という。)に <u>損害を与えるおそれがあるとき</u> 。	(2) <u>施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき</u> 。
(3) その他オートキャンプ場の <u>管理上支障があるとき</u> 。	(3) <u>その他指定管理者が使用を不相当と認めるとき</u> 。
(利用許可の取消し等)	(利用許可の取消し等)
第6条 指定管理者は、 <u>利用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限することができる</u> 。	第6条 指定管理者は、 <u>利用許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を停止させ、又は利用許可を取り消すことができる</u> 。
(1) <u>前条各号のいずれかに該当したとき</u> 。	(1) <u>利用の許可条件に違反したとき</u> 。
(2) <u>この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき</u> 。	(2) <u>利用目的以外に使用したとき</u> 。
(3) <u>この条例に基づく許可の条件に違反したとき</u> 。	(3) <u>指定管理者において、必要があると認めるとき</u> 。
(4) <u>偽りその他不正の手段により許可を受けた事実が明らかになったとき</u> 。	
(利用料金)	(利用料の納付)
第7条 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。	第7条 利用者は、別表に掲げる額に、消費税法 (昭和63年法律第108号)
2 利用料金は、別表に定める基準額に、消費税法 (昭和63年法律第108号) 第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に地方税法 (昭和25年法律第226号) 第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた額 (この額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額とする。	第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額 (以下この項において「消費税額」という。)と、消費税額に地方税法 (昭和25年法律第226号) 第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額 (この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) の範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定める利用料を指定管理者に納付しなければならない。
3 利用料金は、指定管理者の収入とする。	

改正後	改正前
(<u>利用料金</u>の減免) 第8条 指定管理者は、あらかじめ町長が定める基準により必要と認めるときは、<u>利用料金</u>の全部又は一部を減免することができる。	(<u>利用料</u>の減免) 第8条 指定管理者は、あらかじめ町長が定める基準により必要と認めるときは、<u>利用料</u>の全部又は一部を減免することができる。
(<u>利用料金の還付</u>) 第9条 <u>既納の利用料金</u>は、還付しない。ただし、町長があらかじめ定める特別な理由によりやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	(<u>利用料の不還付</u>) 第9条 <u>既に納付された利用料等</u>は、還付しない。ただし、<u>指定管理者は</u>、町長があらかじめ定める特別な理由によりやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(<u>原状回復義務</u>) 第10条 利用者は、その利用を終了したとき、又は第6条の規定により利用を停止され、若しくは取り消されたときは、<u>直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。</u>	(損害賠償義務) 第10条 利用者は、<u>オートキャンプ場の施設又は附属する設備若しくは備品等</u>を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならぬ。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があるとき、その額を減額し、又は免除することができる。
(損害賠償義務) 第11条 利用者は、<u>施設等</u>を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならぬ。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があるとき、その額を減額し、又は免除することができる。	(損害賠償義務) 第11条 利用者は、<u>オートキャンプ場の施設又は附属する設備若しくは備品等</u>を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならぬ。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があるとき、その額を減額し、又は免除することができる。
(運営協議機関) 第12条 町長は、オートキャンプ場の円滑な運営を図るため、運営方法等について協議する機関を設置することができる。	(運営協議機関) 第11条 町長は、オートキャンプ場の円滑な運営を図るため、運営方法等について協議する機関を設置することができる。
(委任) 第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が定める。	(委任) 第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が定める。

改正後					改正前				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
施設区分	利用単位	基準額	備考		施設名	区分	単位	利用料	備考
オートキャンプ場	Aサイト（電源設備あり）	5,000円			オートキャンプ場	Aサイト	1区画 1泊	4,290円	電源設備あり
	Bサイト（電源設備なし）	4,000円				Bサイト	1区画 1泊	3,810円	電源設備なし
	広場サイト	3,000円				広場サイト	1区画 1泊	2,860円	
	各サイト一時使用	2,000円	デイキヤン プ等			サイト一時使用	1区画 1泊	1,910円	デイキヤン プ等
	サウナ	1,000円							
ケビン	附属設備	設備の種類又は品目ごとに 規則で定める額				附属備 品、消耗 品等		実費を基準として町長が定める額	
		16,000円	1棟4人まで		宿泊施設（別荘タイプ）	ケビン	1棟1回	14,290円	1棟4人まで
		2,000円	追加1人につき					1,910円	追加料金1人につき
調理施設	4時間まで	1,000円			調理施設	調理場	1棟8時間	1,910円	利用時間が1/2以下の場合は、料金を1/2とする。

■議案第29号 四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について

【要旨】

四万十町滞在型市民農園は、地域住民と都市住民との交流の拡大及び農村生活を通じた移住や新規就農への移行促進並びに地域の活性化を図ることを目的に設置したものです。

当該施設は、平成31年4月1日から営農支援センター四万十株式会社が指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和4年3月31日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）第4条の規定により指定管理者の候補者として「株式会社SHIMANTO TOWN STORY」を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町本堂 707 番地 52 四万十町滞在型市民農園
指 定 管 理 者	四万十町北琴平町 8 番 18 号 株式会社SHIMANTO TOWN STORY 代表取締役 高瀬 直史
指 定 期 間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

【指定管理者の候補選定理由】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき実施した公募に1者の応募がありましたので、四万十町指定管理者選定委員会で次の事項等について評価し、審査した結果、選定基準以上の得点を獲得した者を選定しています。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスが図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

四万十町滞在型市民農園条例（平成 21 年四万十町条例第 42 号）抜粋

（管理運営）

第 4 条 市民農園の管理及び運営は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（業務）

第 5 条 市民農園は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

（1）市民農園の利用に関すること。

（2）市民農園利用者への栽培指導に関すること。

（3）市民農園利用者と地域住民との交流促進に関すること。

（4）都市と農村の交流促進に関すること。

（5）地域情報等の提供に関すること。

（6）前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な業務

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 6 条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

（1）前条に規定する業務

（2）市民農園の利用の許可及びその制限等に関する業務

（3）市民農園の利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項に規定する料金をいう。以下「利用料金」という。）の徴収等に関する業務

（4）市民農園及び附属設備の維持管理に関する業務

（5）その他町長が必要と認める業務

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（募集）

第 2 条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

（1）～（7） （略）

四万十町指定管理者選定委員会における審査結果
(四万十町滞在型市民農園)

1. 選定までの経過

令和3年11月29日	選定委員打合せ（施設概要・募集要項等説明）
令和4年1月11日	公募開始（広報・ホームページ）
1月11日～1月25日	公募期間
2月2日	プレゼンテーション・選定委員会開催

2. 選定対象施設

名 称：四万十町滞在型市民農園
所 在 地：四万十町本堂 707 番地 52
指定予定期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

3. 申請の状況及び選定結果

(1) 申請団体数：1 団体

※申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

団体名称：株式会社 SHIMANTO TOWN STORY
代表者名：代表取締役 高瀬 直史
所 在 地：四万十町北琴平町 8 番 18 号

(3) 候補者団体の設立目的及び主な業務内容（申請書類より抜粋）

次の事業を営むことを目的とし設立

- ・ 地域振興に関する企画、調査、研究、コンサルティング業務
- ・ 地域プロモーションに関する企画、立案、コンサルティング業務
- ・ 地方移住・交流に関する情報の収集、提供、施設の管理運営、移住支援業務
- ・ 観光情報の提供及びツアーの企画、運営業務
- ・ 地域特産品の企画、開発、制作及び販売
- ・ 人材育成、教育、研修及び紹介業務
- ・ 販売促進のための市場調査業並びに販売促進活動に関するイベントの企画及び開催
- ・ 新規事業・ブランド構築にまつわる企画、プロデュース、コンサルティング業務
- ・ 各種イベントの企画、運営及びコンサルティング業務
- ・ 飲食店の企画、管理、運営及びコンサルティング業務

(4) 候補者の実績

なし

4. 採点結果

指定候補者：347 点（500 点満点） 割合 69.4%

次点候補者：なし

【審査集計表】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条	配点 (満点)	採点
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	150	111
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	100	74
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	100	63
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	100	67
その他町長等が別に定める事項	50	32
合 計	500	347

※ 四万十町滞在型市民農園指定管理者募集要項に規定する次の事項には該当しない。

- ・応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める総合得点の6割に満たない場合は選定しない。

5. 選定委員

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) 高知県産業振興推進部地域産業振興監 | 田村 敬子 |
| (2) 奥四万十観光協議会事務局長 | 鈴木 克彦 |
| (3) 高知大学教育研究部総合科学系
地域協働教育学部門准教授 | 岡村 健志 |
| (4) 株式会社モデルビレッジ代表取締役 | 小松 一之 |
| (5) 四万十町商工会経営指導員 | 田邊 章二 |

■議案第30号 中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定について

【要旨】

中津川集落活動センター「こだま」は、地域住民の福祉の向上、都市住民との交流、農林業の振興及び地域住民の交流促進等により地域活性化を図ることを目的とする大正中津川地区の拠点施設として設置したものです。

当該施設は、平成31年4月1日から四万十町大正中津川地区が指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和4年3月31日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号。以下「指定手続条例」といいます。）第5条の規定により指定管理者の候補者として四万十町大正中津川地区を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町大正中津川 243 番地 1 中津川集落活動センター「こだま」
指定管理者	四万十町大正中津川 XXXXXXXXXX 四万十町大正中津川地区 区長 小野川 公也
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

【公募によらず選定した理由】

2月9日に開催した四万十町指定管理者選定委員会において、「地域住民の福祉の向上」、「都市住民との交流」、「農林業の振興及び地域住民の交流促進」等の観点から総合的に判断した結果、指定手続条例第5条第1項の規定により公募によらず同候補者を選定したものです。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

四万十町大正中津川集落活動センター条例（平成 28 年四万十町条例第 20 号）抜粋

（管理運営）

第 3 条 町長は、センターの管理及び運営を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 （略）

（業務）

第 4 条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）センターの利用及び利用許可に関する業務

（2）センターの維持及び管理に関する業務

（3）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 （略）

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 5 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1）前条第 1 項に規定する業務

（2）センターの利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項に規定する料金をいう。以下「利用料金」という。）の徴収及び減免に関する業務

（3）その他、指定管理者が行うことが適当と認められる業務

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第 5 条 町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第 2 条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共的団体等（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第 3 条各号に掲げる書類に基づいて、当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし、総合的に判断を行うものとする。

